

固定資産税についてお知らせ

固定資産税とは

毎年1月1日（賦課期日）に、土地、家屋または償却資産を所有もしくは使用している人がその固定資産税の価格をもとに算出された税額をその所在する市区町村に納める税金です。

土地の評価について

地目については、その年の1月1日の現況地目等によって評価しており、調査のためお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。

新築家屋の評価について

令和7年1月2日以降に新築された家屋の評価を順次実施しています。家屋の評価については、均衡のとれた公平な固定資産税の課税のために家屋の内部および外部について詳細な調査を行う必要がありますので、ご協力をお願いします。

償却資産の申告について

令和8年度の償却資産の申告書を12月に発送しています。事業用資産を所有している法人および個人の方は、令和8年1月1日現在、所有している資産について2月2日(月)までに申告してください。なお、個人が設置した住宅用の太陽光発電設備でも、発電規模が10キロワット以上の場合は申告が必要です。

次の場合は連絡してください

土地については、利用形態を変更したとき、家屋については、家屋の取り壊しや増築、新築をしたときなどです。

問い合わせ 税務課固定資産税担当
☎22-1114

阿南市議会 正副議長が選任されました

市議会令和7年第2回臨時会で正副議長、各委員会委員などが選任されました。委員会の構成は、市議会のホームページをご覧ください。



議長(第62代)
幸坂 孝則 氏
(68歳 羽ノ浦町)



副議長(第66代)
陶久 晃一 氏
(67歳 内原町)

阿南市へ

●金一封

大阪府東大阪市
株式会社ティグラ
代表取締役
佐藤博司様から
企業版ふるさと納税制度を活用し、本市の「第2期阿南市まち・ひと・しごと創生推進事業」
推進のための資金として

おくりもの



●卓球台5台

阿南市卓球協会様から
阿南市の社会体育振興のため
阿南市消防本部へ



●金5万円

市民の方から救急用品購入代として
以上、ご寄贈いただきありがとうございました。

公的年金等の源泉徴収票の交付

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から1月下旬にかけて送付されますので、確定申告の際に使用してください。

ただし、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

なお、源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合等には、ねんきんネットや徳島南年金事務所（☎088-652-1511）において源泉徴収票の再交付の受付を行っています。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118